

空き家等対策の取組み

～空き家等の対策の推進に関する条例の施行～

適切な管理が行われていない空き家やそれに附属する工作物、またその敷地（以下「空き家等」といいます。）は、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。市では、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえ、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例」を7月1日に施行しました。

1 条例の特徴

（1）特定空き家等の認定及びその所有者又は管理者（以下「所有者等」といいます。）への助言・指導等

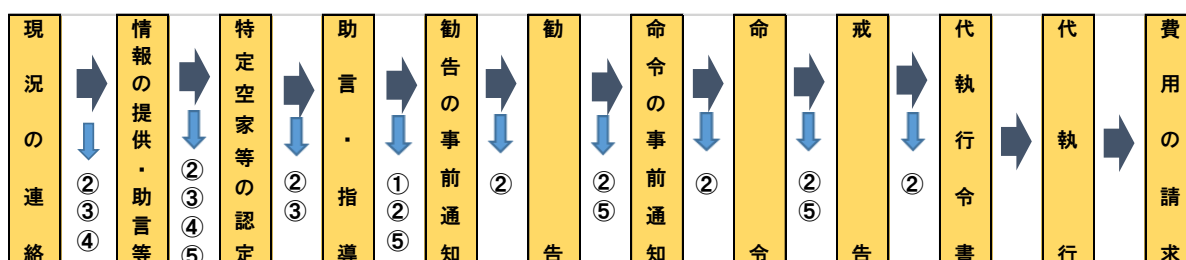
市では、空き家等について苦情・相談を受けた場合、その空き家等の所有者等の方に対し、空き家等の適切な管理をお願いしています。しかし、適切な管理がされずに管理不全な状態にある空き家等については「特定空き家等」として認定し、助言・指導、勧告、命令、代執行等の措置を市が取ることができる規定を設けています。

（2）独自の規定

より丁寧かつ迅速な対応を図るため、本市では次のような規定を設けました。

- ① 特定空き家等の所有者等が、やむを得ない事情により、助言又は指導に係る措置を自ら行うことができないときは、依頼により、市がその措置を代行できる。
- ② 人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるため、緊急の必要があると認めるときは、必要最小限の緊急安全措置を市が行うことができる。
- ③ 開放された窓の閉鎖等、所有者等がやむを得ない事情により措置ができないときは、依頼により、市がその措置を代行できる。
- ④ 所有者等が確知できないときは、相続財産管理人制度の活用等について、空き家等の関係者に対し情報の提供等を行う。
- ⑤ 特定空き家等の認定、勧告、命令、代執行等の措置前に、西東京市空き家等対策協議会に諮問し、答申を受ける。

【措置の流れ及び独自規定の対応時期（例）】※①から⑤は独自規定



2 今後の予定

(1) 特定空き家等の認定

著しく管理状態が不全な空き家等に対し、西東京市空き家等対策協議会への諮問・答申を経て、特定空き家等の認定を行います。

(2) 西東京市空き家等対策計画の策定【策定予定：令和2年3月】

市の空き家等対策を総合的かつ計画的に進めていくため、空き家等対策の基本的な方針、空き家等の利活用を含む段階ごとの具体的な対策など、市の空き家等対策の方向性や施策を示す計画を策定します。

(3) 空き家等セミナー及び相談会の開催

空き家等に係るさまざまなお悩みごと、ご相談について、セミナー及び相談会を開催します。

日時：9月29日（土） 14時00分から

場所：保谷駅前公民館 集会室（東町三丁目14番30号 ステアビル5階）

テーマ：空き家等に係る相続問題、適正管理について など

※ 令和2年1月に、協定を締結した専門家団体による個別相談会を開催予定

【問い合わせ先】 都市整備部 住宅課（TEL：042-438-4052）

資料のポイント

【取り組み内容】

- 空き家等の対策の推進に関する条例の制定により、特定空き家等の所有者等へ助言・指導を行い、周辺的生活環境の保全を図る。
- 本市独自の規定を設け、空き家等の対策をより丁寧かつ迅速に行う。

【今後の展開】

- 特定空き家の認定を行う。
- 空き家等対策計画を策定し、市の空き家対策の方向性等を示す。
- 空き家セミナー・相談会を開催し、空き家所有者等に対し、空き家に関するさまざまな情報の提供及び啓発を行う。